

京都市会委員会条例の一部を改正する条例(平成25年3月22日京都市条例第50号)

(市会事務局議事課)

常任委員会の委員の定数について、次のとおり改めることとしました。

- 1 経済総務委員会，くらし環境委員会，教育福祉委員会及びまちづくり委員会の委員の定数をそれぞれ13人から14人に改めます。
- 2 交通水道消防委員会の委員の定数を17人から13人に改めます。

この条例は，平成25年3月22日から施行することとしました。

京都市会委員会条例の一部を改正する条例を公布する。

平成25年3月22日

京都市長 門川大作

京都市条例第50号

京都市会委員会条例の一部を改正する条例

京都市会委員会条例の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号から第4号までの規定中「13人」を「14人」に改め、同項第5号中「17人」を「13人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(市会事務局議事課)